

子ども・子育て支援新制度における事業の概要

○新制度の全体像

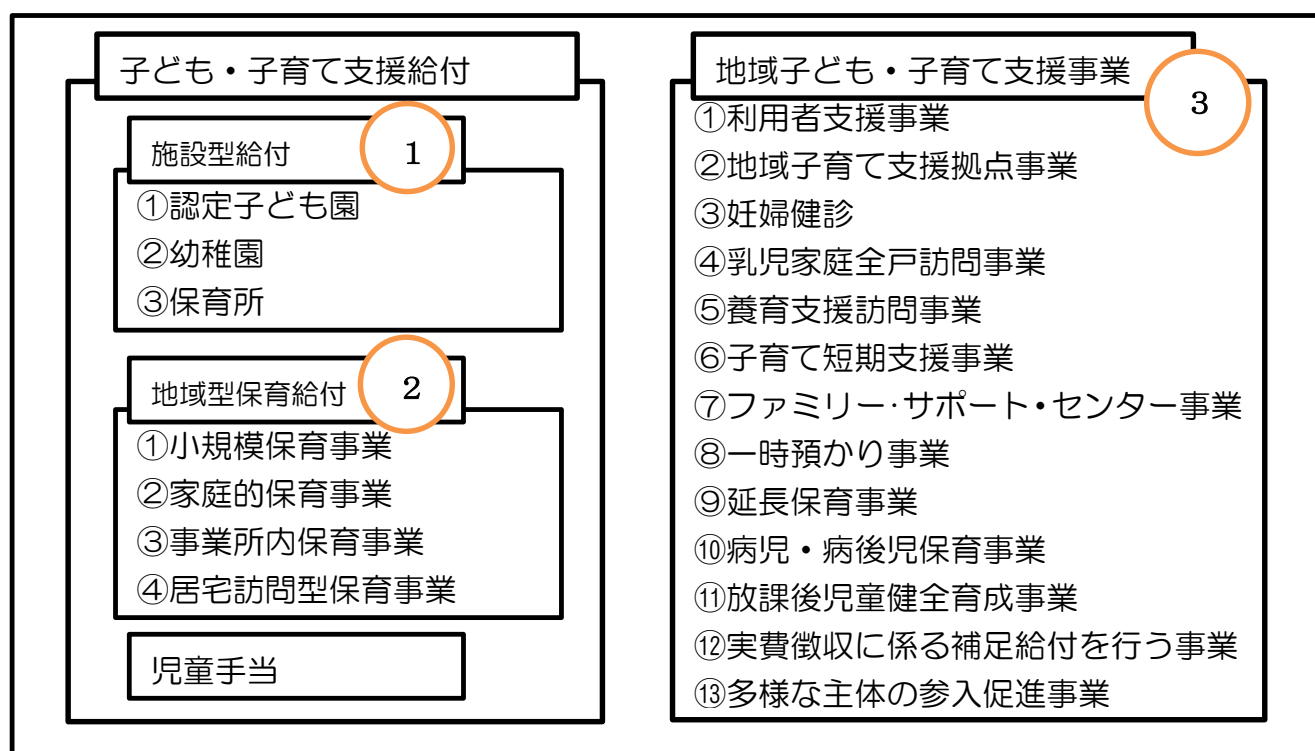
子育て支援に関するさまざまなニーズに応えることができるよう、支援サービスが用意されています。

(子ども・子育て支援給付)

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育等の施設等の事業です。

(地域子ども・子育て支援事業)

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。子ども・子育て支援法で13事業が定められています。



施設型給付の概要

1

事業名	主な内容	町の施設
①保育所 (認可保育所)	保護者の労働や疾病などの事由により保育の必要な0歳から就学前の子どもを保育することを目的とした施設です。国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のものです。児童福祉法に基づきます。	葉山保育園 にこにこ保育園 おひさま保育室 ぎんのすず保育園
②幼稚園	3歳から就学前の子どもに適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とした施設です。学校教育法に基づいています。通常の就園時間の利用のほか、預かり保育(通常の就園時間を延長して預かる事業)を利用することができます。	無し
③認定こども園	幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設です。	無し

地域型保育給付の概要

2

事業名	主な内容	町の施設
①家庭的保育事業 (保育ママ)	家庭的な雰囲気のもと、少人数対象にきめ細かな保育を実施する事業(定員5人以下)	無し
②小規模保育事業	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施する事業(定員6人~19人)	風の子保育園
③事業所内保育事業	会社の事業所の保育施設等で従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業	無し
④居宅訪問型保育事業 (ベビーシッター)	住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施する事業	無し

事業名	主な内容	町の施設
①利用者支援事業 【新規】	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業	無し
②地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	子育て支援センター
③妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	子ども育成課
④乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	子ども育成課
⑤養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業	子ども育成課
⑥子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業	無し
⑦ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業	ファミリー・サポート・センター
⑧一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業	にこにこ保育園 子育て支援センター
⑨延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業	各保育所
⑩病児保育事業	病気や病後の子どもについて、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業	ファミリー・サポート・センター (病後児のみ)
⑪放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	子ども育成課 民間事業所
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業	無し
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業	無し